

議案第 80 号

羽生市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

羽生市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 1 条関係）				別表（第 1 条関係）			
職名	区分	報酬の額	旅費の額	職名	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会 ～羽生市児童福祉審議会	(略)	(略)	(略)	教育委員会 ～羽生市児童福祉審議会	(略)	(略)	(略)
羽生市子ども子育て支援会議	会長	日額	7,500円	羽生市子ども子育て支援会議	会長	日額	7,500円
	委員	日額	6,700円		委員	日額	6,700円
中小企業従業員福祉制度審議会～公務災害審査委員会	(略)	(略)	(略)	中小企業従業員福祉制度審議会～公務災害審査委員会	(略)	(略)	(略)
防災会議委員	日額	6,700円		防災会議委員	日額	6,700円	
				羽生市家庭児童相談員	月額	100,000円	

国民保護協議会委員・固定資産評価審査委員会	(略)		(略)
国民健康保険運営協議会	会長	日額	7,500円
	委員	日額	6,700円
公民館運営審議会委員		日額	6,700円
同和対策集会所運営委員～スポーツ推進委員	(略)		(略)
スポーツ推進審議会委員		日額	6,700円

羽生市交通指導員	月額		53,000円
国民保護協議会委員・固定資産評価審査委員会	(略)		(略)
国民健康保険運営協議会	会長	日額	7,500円
	委員	日額	6,700円
公民館	中央公民館長	月額	67,000円
	その他の公民館長	月額	62,000円
公民館運営審議会委員		日額	6,700円
社会教育指導員	月額		100,000円
同和対策集会所指導員	月額		100,000円
同和対策集会所運営委員～スポーツ推進委員	(略)		(略)
スポーツ推進審議会委員		日額	6,700円
外国語指導助手	月額		370,000円以内
結婚相談員	月額		14,000円
同和対策対象地域生活相談員	月額		108,000円
消費生活相談員	日額		10,000円
生活保護診	日額		27,500円

			療 査 嘱 託 医 師		円
			保 育 所 嘱 託 医 師	日 額	2 7 , 5 0 0 円
民 生 委 員 推 薦 会 委 員 ~ 開 票 立 会 人	(略)	(略)	民 生 委 員 推 薦 会 委 員 ~ 開 票 立 会 人	(略)	(略)
備 考 (略)			備 考 (略)		

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月28日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明